

8-19
No. 1-1

昭和 59 年版 婦人労働の実情 概 要

昭 和 59 年 10 月

労働省 婦人局

I 昭和58年における婦人労働の概況

昭和58年は、我が国経済が第二次石油危機後の長期にわたる景気停滞からようやく脱し、緩やかな回復をみせたことに伴い、労働経済面においても回復の動きが徐々に広がった。このような中で婦人労働については次のような動きがあげられる。

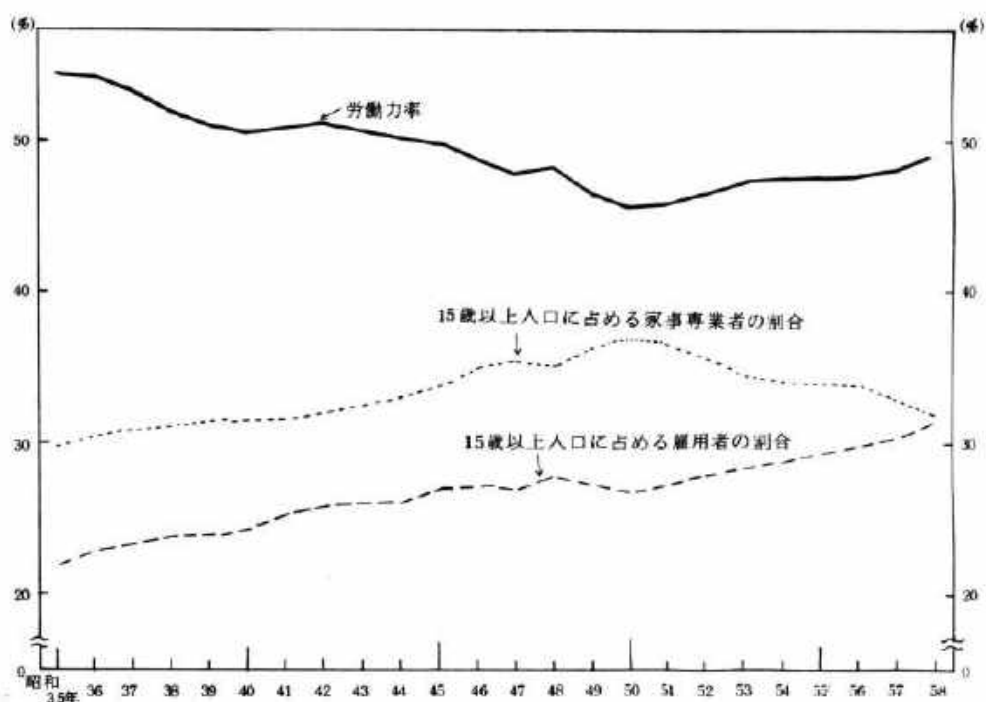
1. 就業状況

- (1) 女子労働力人口（就業者＋完全失業者）は2,324万人で前年に比べ72万人、3.2%増（同男子42万人、1.2%増）と大幅な増加となり、労働力人口総数に占める女子の割合は前年より0.5ポイント高まって39.5%になった。

女子の労働力率は、前年より1.0ポイント高まり49.0%となったが、年齢別には40歳代前半層及び20歳代後半層の上昇が大きい。また、上昇を続ける有配偶女子の労働力率は51.3%に達した。

- (2) 女子の非労働力人口については、労働力率の上昇傾向の中で、15歳以上人口に占める割合は年々低下しているが実数においても5年ぶりに前年より16万人減少し、2,404万人となった。これは主として家事専業者が前年より30万人減と大幅に減少したためであり、その結果、15歳以上人口に占める家事専業者の割合は32.0%となり、雇用者の割合の31.3%にはほぼ近くなった（第1図）。

第1図 女子労働力率、15歳以上人口に占める
雇用者及び家事専業者の割合



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

- (3) 女子就業者数は2,263万人で前年に比べ63万人、2.9%増と前年の伸びを上回る大幅な増加となったが、これは、雇用者増によるものである。
- (4) 女子の完全失業者数は61万人で前年に比べ9万人増加した。また、完全失業率は2.6%と前年の2.3%より0.3ポイント上昇し、昭和31年以降最も高水準となった。
- (5) 女子雇用者数は1,486万人で前年に比べ68万人、4.8%増と、大幅に増加し、増加数・率とも男子を大きく上回り引き続き堅調な増加が続けている。雇用者総数に占める女子の割合は前年より0.7ポイント高まり、35.3%となった。

- (6) 女子雇用者の増加が著しかったのはサービス業の34万人増（増加寄与率50.0％）で、製造業も機械関連業種の業況の改善に支えられて17万人増（同25.0％）となり、卸売・小売業も13万人増（同19.1％）といずれも前年を上回る伸びを示した。
- (7) 職業別にみると、女子雇用者の増加は技能工・生産工程作業者の15万人増（4.7％増）、次いで専門的・技術的職業従事者14万人増（7.5％増）、事務従事者14万人増（3.0％増）で大きく、伸び率では専門的・技術的職業従事者が著しい。
- (8) 女子非農林業雇用者を企業規模別にみると、すべての規模で増加しており、1～29人規模17万人、3.1％増、30～99人規模10万人、4.3％増、100～499人規模15万人、7.5％増、500人以上規模16万人、6.1％増と、中規模以上での増加率が高くなっている。
- 非農林業女子雇用者を雇用形態別にみると、常雇が43万人（3.7％増）、臨時・日雇が23万人（8.8％増）増加し、常雇に比べて臨時・日雇の伸び率が高い。これは非農林業女子雇用者に占める臨時雇・日雇のうち短時間雇用者（週の就業時間が35時間未満の者）の著しい増加（58年12.7％増）によるものである。
- (9) 非農林業における女子短時間雇用者は306万人で、前年に比べ22万人、7.7％増（57年18万人、6.8％増）と前年を大幅に上回り、また雇用者中に占める短時間雇用者の割合は前年よりさらに高まり21.1％（57年20.5％）となった。
- (10) 女子雇用者数を年齢階級別にみると、特に40～44歳層で前年より14万人、7.9％増、35～39歳で同13万人、7.8％増とこれらの年齢層で増加寄与率の4割を占めている。また、雇用者中に占める35歳以上層の割合は年々上昇して55.9％（57年54.8％）と高まった。

(11) 女子非農林業雇用者を配偶関係別にみると、有配偶者は49万人、5.9%増加し、未婚者及び死別・離別者もそれぞれ16万人、3.6%、3万人、2.2%の増加を示した。また、雇用者総数に占める有配偶者の割合は59.5%(57年58.8%)、さらに有配偶者と死別・離別者を合せた既婚者の割合は68.9%(57年68.5%)となった。

(12) 新規学卒者を除く一般労働市場は、景気の緩やかな回復に伴い、年後半にかけて改善を示し、女子の新規求人数は前年に比べ4.4%増加し、一方、新規求職者数は0.6%減少したため新規求人倍率は前年の0.69倍から58年は0.73倍に回復した。

(13) 新規学卒者の労働市場の需給状況をみると、58年3月卒の高卒女子は、求職が前年を1.3%上回ったのに対し、求人が前年より9.9%減少したため、求人倍率は1.36倍と前年の1.53倍を下回っている。また、59年3月卒についても求職(3.4%減)、求人(5.2%減)とも前年を下回り、求人倍率も1.34倍となっている。

大卒女子の採用計画は59年3月卒は厳しい求人状況にあったが、60年3月卒の計画では技術系(前年比20.8%増)、事務系(同2.5%増)ともに採用増加がみられる。

2. 労働条件等

(1) 女子の1人平均月間給与総額は183,989円であり前年に比べて2.2%増(男子352,537円、3.3%増)となっている。また、女子の賃金の伸びが男子を下回ったのは主として女子パートタイム労働者の増加や女子の就業比率が高い小規模での賃金上昇の鈍化などによるものと思われる。

(2) 女子の1人平均月間総実労働時間は162.9時間と57年と同水準であ

るが、所定内労働時間は156.6時間と前年(156.9時間)より若干減少した。なお、所定外労働時間は6.3時間で前年より0.3時間増となり、中でも電気機械器具製造業(2.5時間増)、輸送用機械器具製造業(2.1時間増)及び精密機械器具製造業(1.8時間増)での増加が著しい。

- (3) 勤労者1世帯当たり1か月の実収入は405,517円であり、前年に比べ名目で3.2%増(57年7.1%増)と著しく伸び悩んだ。実質では消費者物価の上昇が低水準であったため1.3%の増加となった。

勤め先収入のうち世帯主収入は337,395円で前年比3.1%増(57年6.4%増)、妻の収入は31,960円で前年比7.4%増(57年13.5%増)と、いずれも前年の伸びを下回った。

実収入に占める妻の収入の割合は58年には7.9%(57年7.6%)と上昇し、家計にとっての重要性を増しつつある。

Ⅱ 婦人労働の変化と就業をめぐる問題

1. 女子労働者の動向

(1) 労働力人口 — 51年以降増加傾向を持続

女子労働力人口（就業者＋完全失業者）は、35年の1,838万人から58年の2,324万人へと年率1.0%で増加した。この間労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、50年までの長期低下傾向の後、51年以降上昇している。このため労働力人口の増加は、50年までは専ら人口の増加、51年以降は人口の増加に加え労働力率の上昇によってもたらされたものといえることができる。

また、女子労働力は、男子に比べて景気感応的で、不況時には労働市場から引退して非労働力化し、好況時には労働力化する傾向にあったが、51年以降、景気後退期にも減少することなく引き続き増加している

第2図 女子労働力率の推移



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

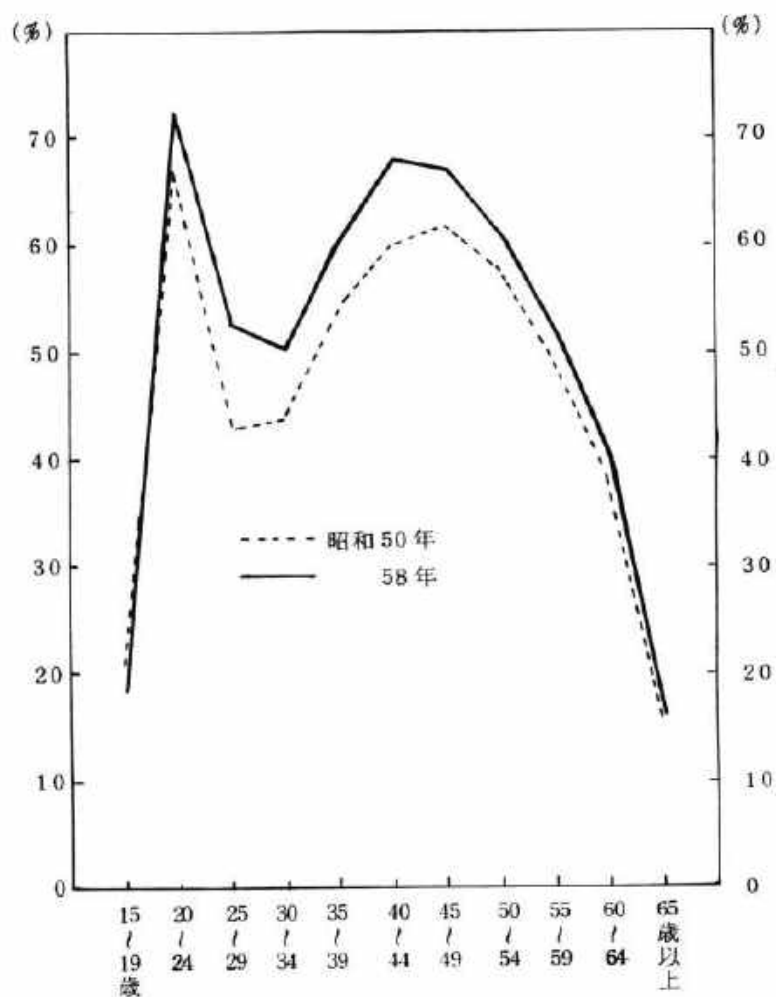
(2) 労働力率の変化 — 51年以降雇用者世帯での労働力率の上昇、15～19歳層を除く各年齢層での労働力率の上昇

女子労働力率は、35年の54.5%から50年の45.7%まですう勢的に低下してきたが、51年から上昇に転じた。51年以降の女子労働力率は引き続き上昇しており、景気低迷期にも低下することなく、上昇を続け58年には49.0%となった。

50年までの女子労働力率の低下は従来高い労働力率を示してきた農家世帯人口の減少と高校、大学への進学率の上昇による若年労働力率の低下によるものであり、51年からの女子労働力率の上昇は、雇用者世帯における労働力率の上昇によるところが大きい。

我が国の年齢階級別労働力率は出産、育児期に低下するといういわゆるM字型を形成しているが、このM字型が全体に上方にシフトしている。特に、M字型のボトムの水準が上がり、年齢層も25～29歳層から30～34歳層に移っている。これは25～29歳層の未婚率が上昇したこと、最近結婚後も継続して就業する者が増えていることによるものであり、またM字型の後半の山が高くなっているのは、家事、育児の負担が軽減した層での労働力化が進んでいることなどの理由によるものと思われる（第3図）。

第3図 年齢階級別女子労働力率



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

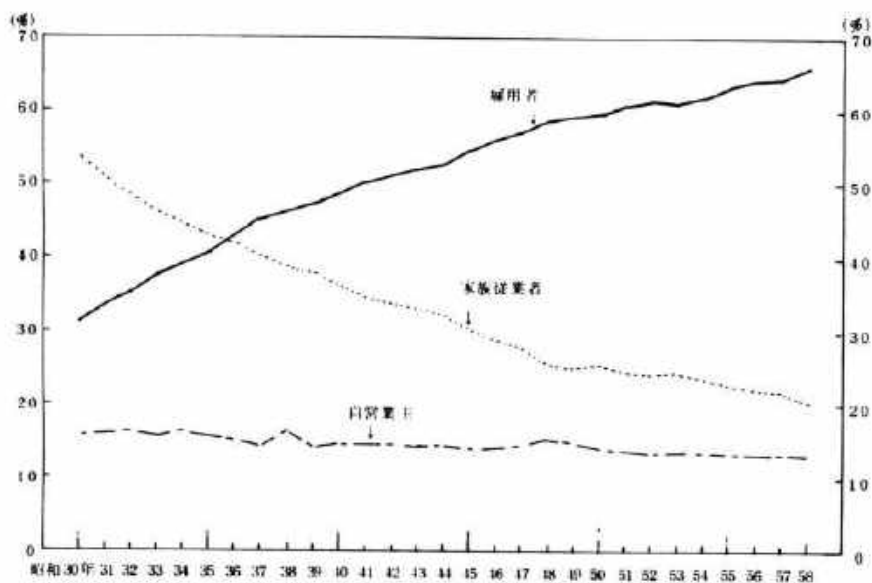
(3) 就業者の推移 — 家族従業者の割合が急速に低下、雇用者の割合は3分の2に上昇

女子就業者は、昭和35年の1,807万人から、50年には1,953万人になり、58年には2,263万人へと増加した。

従業上の地位別構成は大きく変化し、女子家族従業者は大幅に減少した。一方、雇用者の割合は30年の約3割から一貫して上昇し、30年代後半には家族従業者と雇用者の割合が逆転し、58年には就業者の3分の2を占めるに至った(第4図)。

なお、自営業主の割合は1割強ではほぼ横ばいで推移している。自営業主のうち内職者は48年の105万人をピークに減少してきたが、50年の78万人を底にやや回復し58年は100万人となり、非農林業自営業主の39.5%を占めている。

第4図 従業上の地位別女子就業者構成比の推移

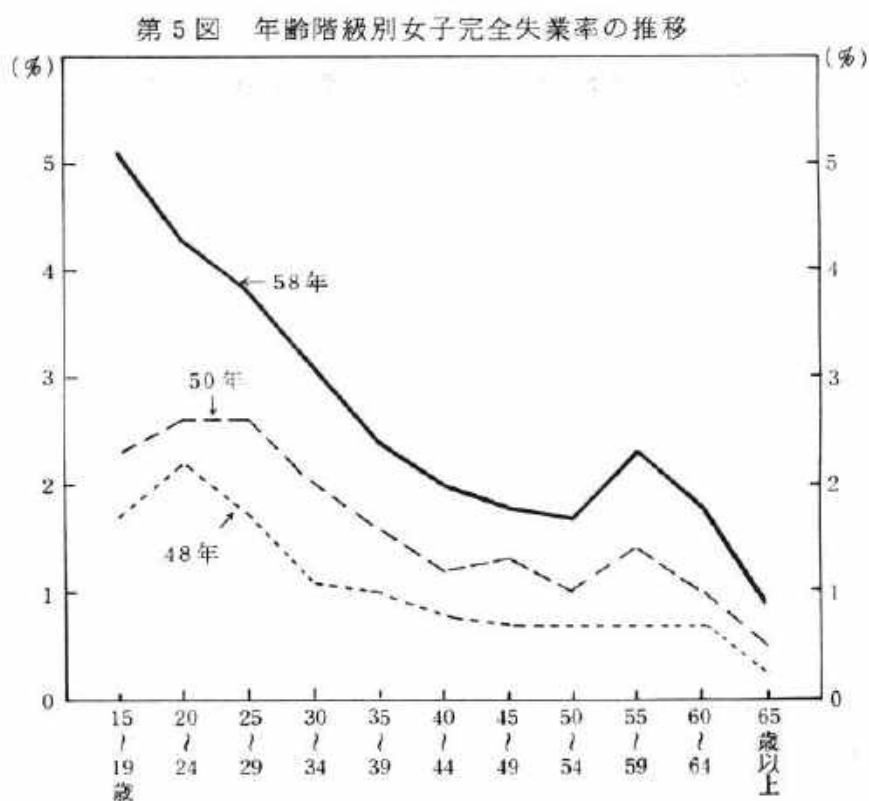


資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

(4) 完全失業率の動き — 労働市場への新規参入と離職後も労働市場にとどまる者の増加により女子失業率は上昇

女子の完全失業率は31年の2.3%から40年の1.3%まで年々低下し、以後40年代は1.0%～1.4%の極めて低い水準で推移した。しかし、第一次石油危機後の景気後退により50年には1.7%となり、53年の2.0%まで上昇を続けた。その後景気が回復しても下降することなくその水準にとどまり、再度の石油危機後も上昇を続け、58年には2.6%（男子2.7%）と男子とともに31年以降最も高水準となった。

完全失業率を年齢階級別にみると、ほぼ各年齢層とも50年以降高くなっているが、特に、若年層（15～24歳）で高くなっている（第5図）。



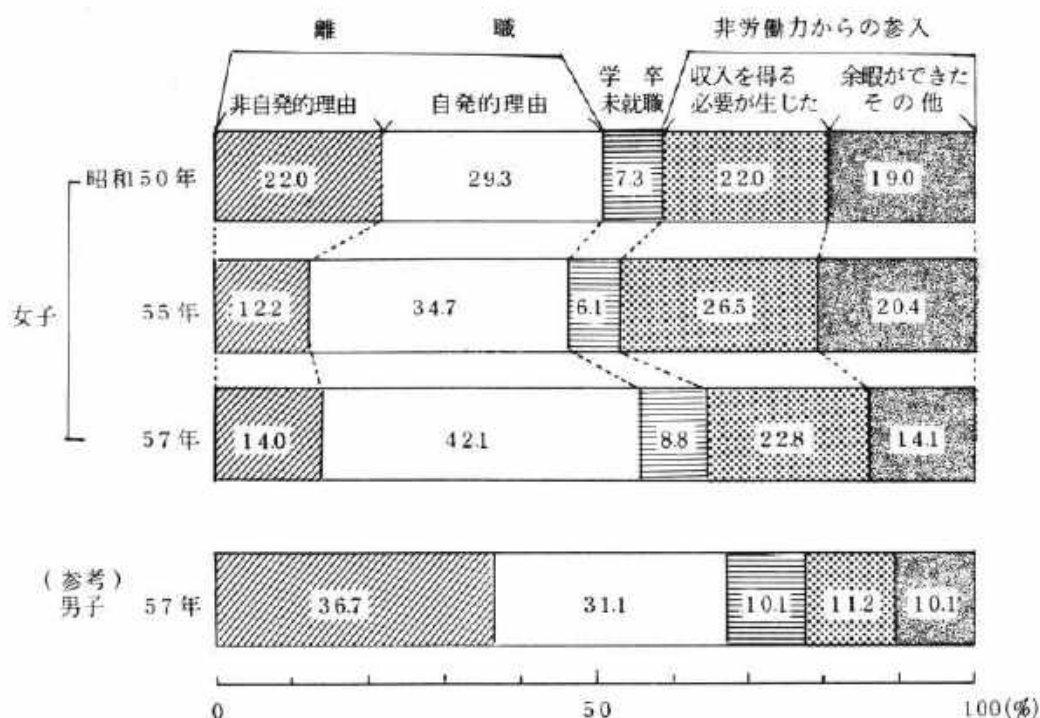
資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

また、女子完全失業者の求職理由をみると、57年では「離職」によるものが過半数（56.1％）を占めている。

「離職」による失業者を勤め先の都合による非自発的理由と、よりよい条件の職場を探すという自発的理由に分けると後者によるものの増加が著しい。また、「収入を得たいから」「余暇ができたから」という理由で非労働力から労働市場へ参入するものは36.9％である（第6図）。

このように、完全失業率が上昇してきた背景としては、非労働力人口から労働市場に参入するものが増加していること、離職してもかつてのように非労働力化しないで労働市場にとどまる層が増えていることなどがあげられる。

第6図 求職理由別女子完全失業者の割合



資料出所 総務庁統計局「労働力調査特別調査報告」各年3月

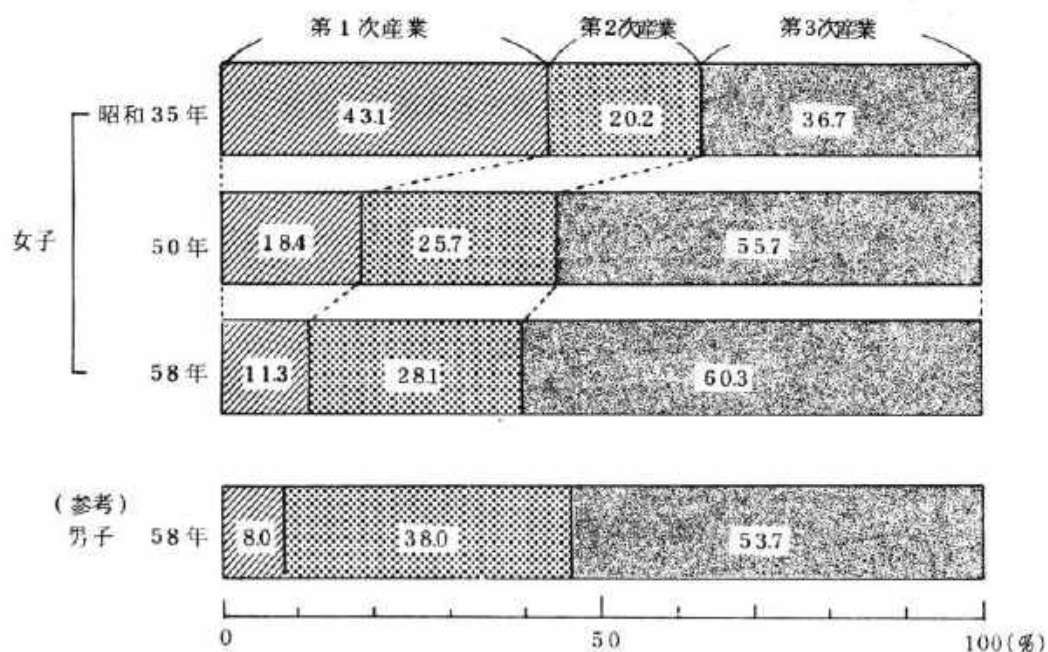
2. 女子雇用者の増加とその特徴 — 経済成長とサービス経済化等により 35 年に比べほぼ倍増

女子雇用者は 58 年には 1,486 万人で、35 年の 738 万人に対し約 2 倍の増加となった。この間、男子雇用者の増加は 1.7 倍であったのに比べ女子の増加は著しく、雇用者総数に占める女子の割合は 35 年の 31.1 % から 58 年には 35.3 % に上昇した。女子雇用者は 30 年代以降の高度成長期に大幅に増加し、50 年代に入ってから、経済のサービス化等によって堅調な伸びを示した。

(1) 就業分野の変化 — 第三次産業のウェイトさらに高まる

(産業別にみた動き) 女子雇用者の産業別構成比については、長期的にみて第三次産業のウェイトが高まっている(第7図)。35～50年における女子雇用者の増加は卸売・小売業、金融・不動産業(年率 5.3 %)、サービス業(同 3.7 %)によるところが大きく、50～58 年にかけてはサービス業(同 4.5 %)の増加が卸売・小売業(同 3.7 %)の伸びを上回った。また、製造業も 58 年に入り景気回復に伴って電気機械器具製造業を中心に大幅な増加となったため 50～58 年は年率 1.6 % の増加となった。

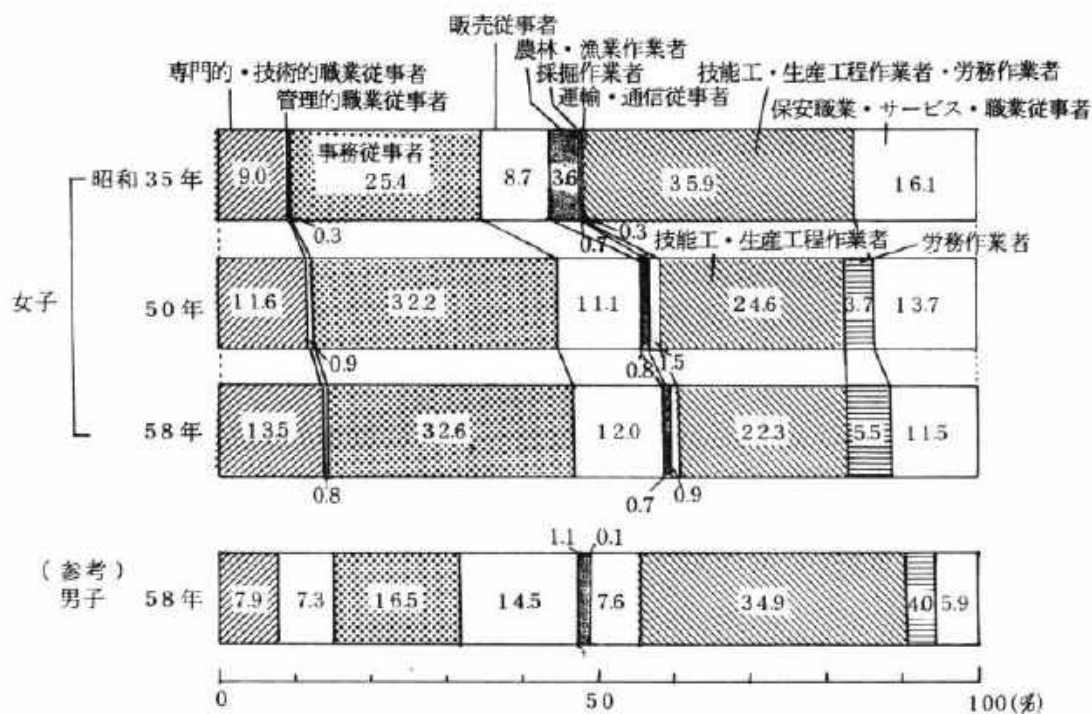
第7図 産業別（第1次、第2次、第3次）女子就業者構成比の推移



資料出所 総務庁統計局「国勢調査」（昭和35、50年）、「労働力調査」（58年）

(職業別にみた動き) 職業別構成の変化をみると事務従事者、専門的・技術的職業従事者及び販売従事者などの職種の割合が高まる一方、技能工・生産工程作業者の割合は低下している(第8図)。

第8図 職業別女子雇用者構成比の推移

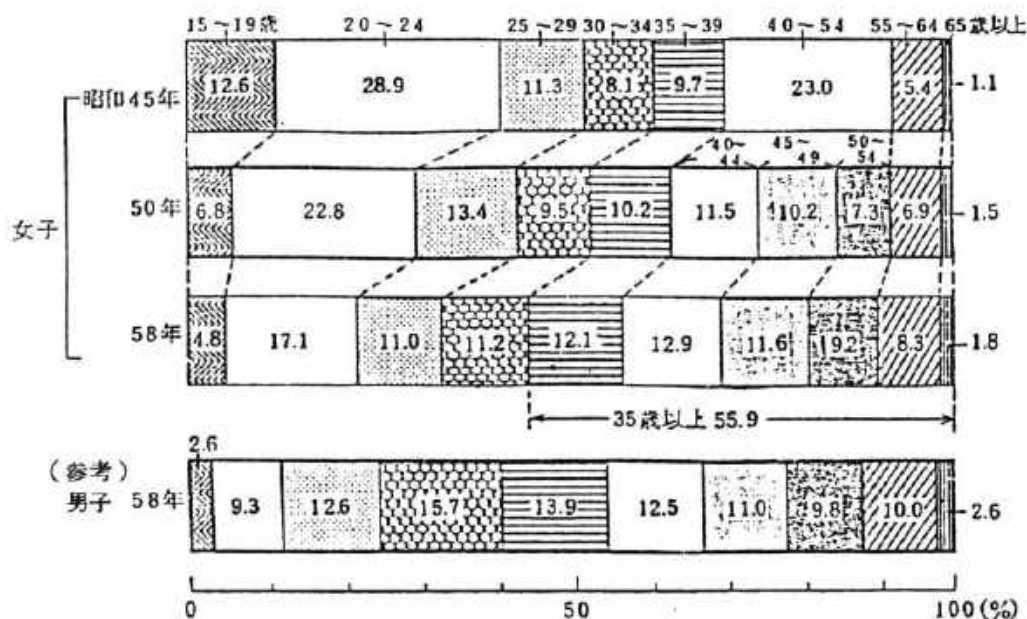


資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

(2) 女子雇用者の質的变化 — 中高年齢化、有配偶化、高学歴化、勤続年数の長期化

(中高年齢化) 女子労働力の供給構造の変化に伴い、女子雇用者中の中高年齢層の割合が高まっており、35歳以上層の割合は45年の39.2%から58年には55.9%と半数を超えるに至った(第9図)。

第9図 年齢階級別女子雇用者構成比の推移

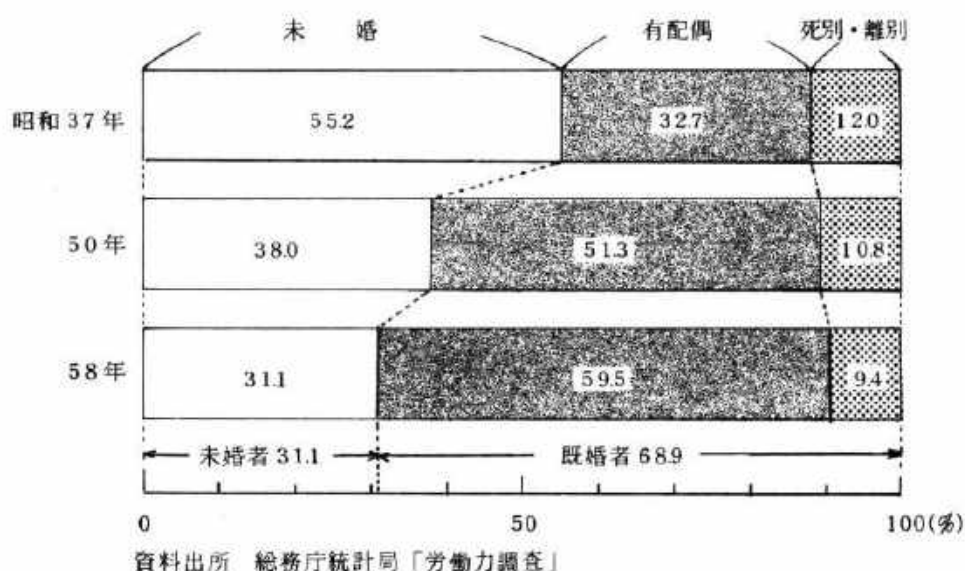


資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

（有配偶化） 中高年女子雇用者の増加とともに有配偶者の割合が高まっており、非農林業女子雇用者に占める有配偶者の割合は37年の32.7％から50年には51.3％と5割を超え、58年には59.5％と6割近くに達している。

また、有配偶者に死別・離別者を加えた既婚者の割合は68.9％と約7割を占めている（第10図）。

第10図 配偶関係別女子雇用者構成比の推移（非農林業）



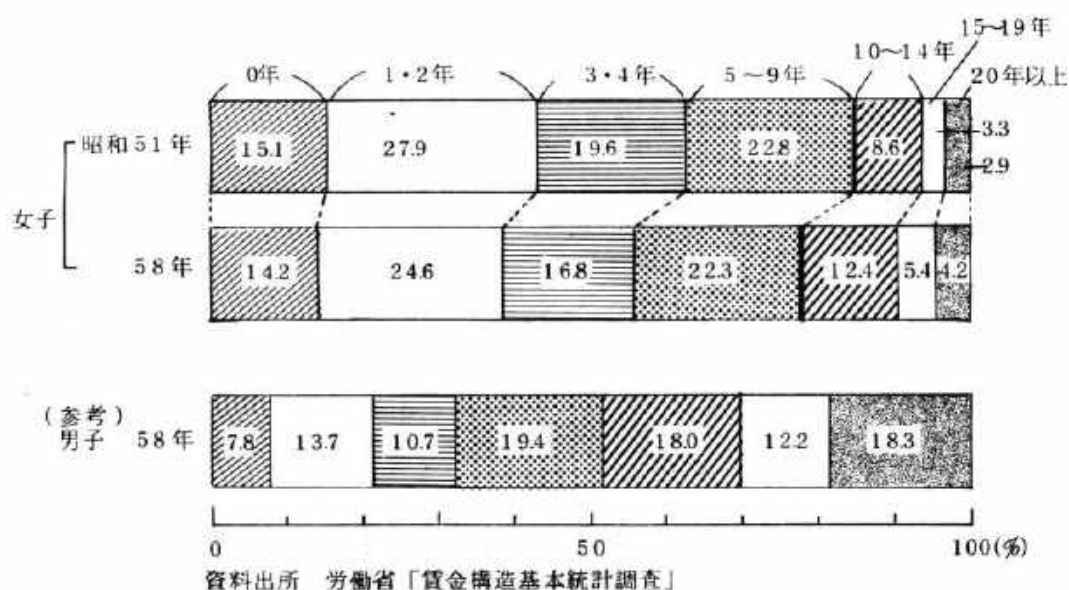
（高学歴化） 女子の新規学卒者の学歴構成をみると、35年には中学卒が54.4％と大半を占めており、短大、大学卒はわずか3.5％であったが、その後高校進学率の上昇により、50年にはその割合が中学卒9.2％と激減し、代わって、高校卒が64.0％と高まり、短大、大学卒も26.8％となった。50年代に入って高校進学率が頭打ちになったこと

と、一方で短大、大学への進学者が増えたこともあって、58年には高校卒の割合は61.5%と若干減少したが短大、大学卒は33.5%と高学歴化傾向が進んでいる。

（勤続年数の長期化） 女子の平均勤続年数は51年の5.3年から58年の6.3年へ伸びており、10年以上勤続者の割合が58年には22.0%と2割を超えている。

こうした勤続年数の長期化は、女子雇用者の学歴水準の高まりに伴う職業意識の向上などのほか、結婚、出産により退職するという従来比較的多くみられたパターンから、男子と同様に生涯を通して職業生活を継続するものが増えてきており、また、中高年齢層での勤続年数が長くなってきているためと思われる（第11図）。

第11図 勤続年数階級別労働者分布の推移



3. 女子労働者の賃金と家計

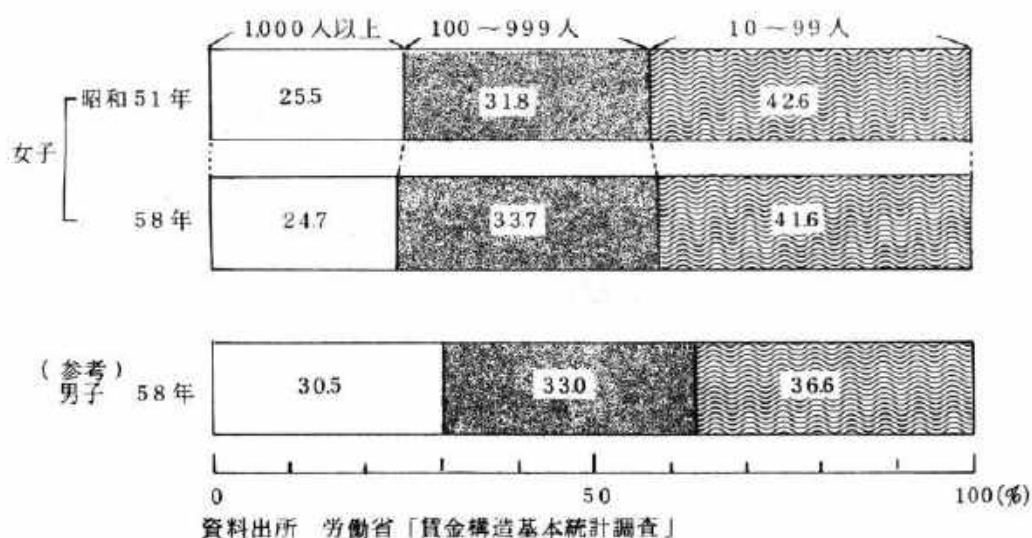
(1) 女子労働者の賃金 — 就業分野、勤続年数、労働時間等の男女差が男女賃金格差に影響

(平均賃金) 女子の賃金(現金給与総額)は、昭和35年から50年にかけて大きく上昇したが、50年以降の賃金の伸びは著しく鈍化し近年は男子の伸びを下回っている。これは主としてパートタイム労働者の増加や、女子の就業比率が高い小規模での賃金上昇の鈍化などによるものと思われる。

(男女間賃金格差の要因) 男女の賃金を比較する場合、男女の就業実態の差や年齢、勤続年数、学歴などの差を考慮する必要がある。男女の賃金格差の主な要因として次のようなことがあげられる。

- ① 女子労働者は相対的に賃金水準の低い産業に多く就労している。
- ② 女子労働者は規模の小さい企業に就労している割合が高い(第12図)。

第12図 企業規模別労働者分布の推移



- ③ 女子の労働時間は法令上の制約もあって所定外労働時間が短く、また労働時間の短いパートタイム労働者も著しく増加している。
- ④ 女子は結婚、出産、育児等により退職する者、あるいは中高年齢期に再就職する者が多いため、同一企業に継続勤務している者が多い男子に比べ勤続年数が短い。
- ⑤ 進学率の上昇に伴い高学歴者が増加しているが、なお、男子に比べ女子の大学進学率は低い。特に、40～49歳層の女子の大卒は1.2%（男子17.4%）と中高年齢者での割合が低い。このような学歴、勤続年数の違いもあって女子は男子に比べ役職等に就いている者が少ない。
- ⑥ 我が国の賃金は、扶養家族手当、住宅手当等、生活費に対応する諸手当が含まれることが多いが、これらの生活手当は世帯主に支給される場合が多い。

（標準的労働者の賃金） 男女の賃金を年齢、勤続年数、学歴を同一にした標準的労働者（学校卒業後同一企業に継続して勤務したと思われる者、学歴は高卒）の賃金で比較してみると、20歳代ではほぼ9割と格差は小さく、格差の大きい40歳代でも7割となっており、平均でみた格差に比べかなり小さい。しかし、年齢、勤続年数、学歴が同じ標準的労働者でみても年齢の高い層で格差が残る要因としては、これまで記述した要因のほか、女子の就業実態、職業意識などを理由に職種が異なっていたり、また職業訓練、昇進などの機会が十分に与えられないなど、雇用管理に男女間で差があることも大きな要因となっている。

(2) 勤労者世帯の家計 — 実収入に占める妻の収入割合の増加

総務庁統計局「家計調査」によると、勤労者世帯の世帯主の妻の収入は、生活費の不足分を妻が働いて補う傾向が強まり、50～58年にかけて年率9.7%と世帯主収入の伸び率（年率6.9%）を上回った。この結果、実収入に占める妻の収入の割合は50年の6.5%から58年には7.9%へと高まった。

世帯主の年齢が45～49歳、50～54歳層の世帯における妻の収入の割合は1割近くを占めている。この背景には中高年齢層の家計を圧迫している住宅ローンや、子どもの教育費、結婚費用の負担増があると考えられる。

4. 女子4年制大学卒業者の就職問題

(1) 女子4年制大学卒業者の就職状況 — 事務従事者と教員が約7割

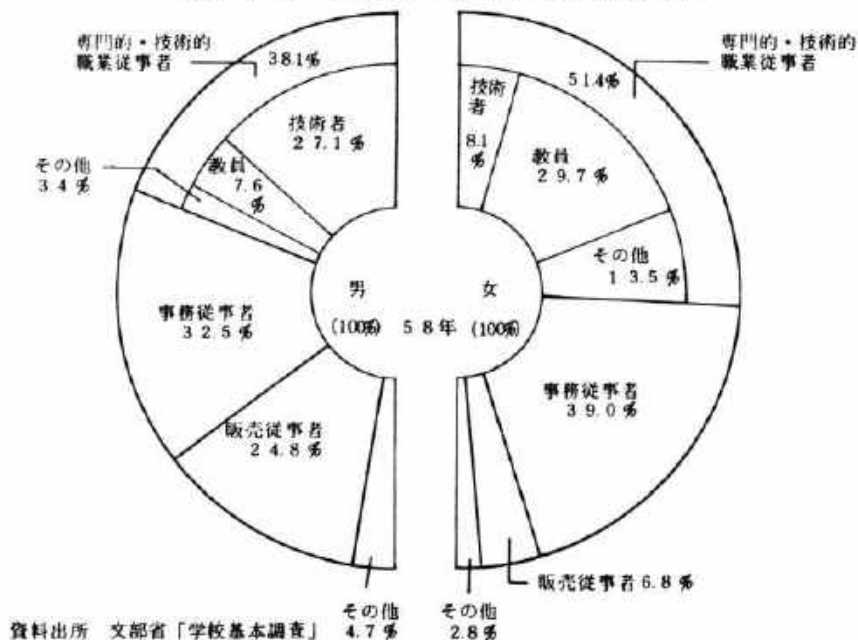
女子の4年制大学への進学率は、35年の2.5%（男子13.7%）から50年には12.5%（男子40.4%）へと大幅に伸び、以後59年まで12%台で推移している。

女子の就職率（卒業者のうち就職者及び就職しながら進学している者の割合）は、51年の57.6%から58年には69.4%に高まっている。

産業別に女子の就職先をみると、サービス業（53.4%）に集中しており、次いで製造業（15.3%）、卸売・小売業（13.1%）となっており、このような傾向は50年と比べて変わらない。

職業別にみると、50年と比べて技術者や販売従事者の占める割合が若干高まっているものの、事務従事者（39.0%）と教員（29.7%）とで7割近くを占めており、男子と比べて、産業別にも、職業別にも就業分野が片寄っている（第13図）

第13図 4年制大学卒業者の就職状況



(2) 企業における女子4年制大学卒業者の活用状況 — 雇用管理にみられる男女差

企業における大卒女子の募集状況をみると、大卒女子を公募した企業は、大卒者を公募した企業の27.0%にすぎず、大卒女子については応募の機会が限られている。また、大卒女子が在籍している企業について、その活用状況をみても、「男子と全て同様に扱う」企業は、技術系では26.4%、事務系では19.0%である。

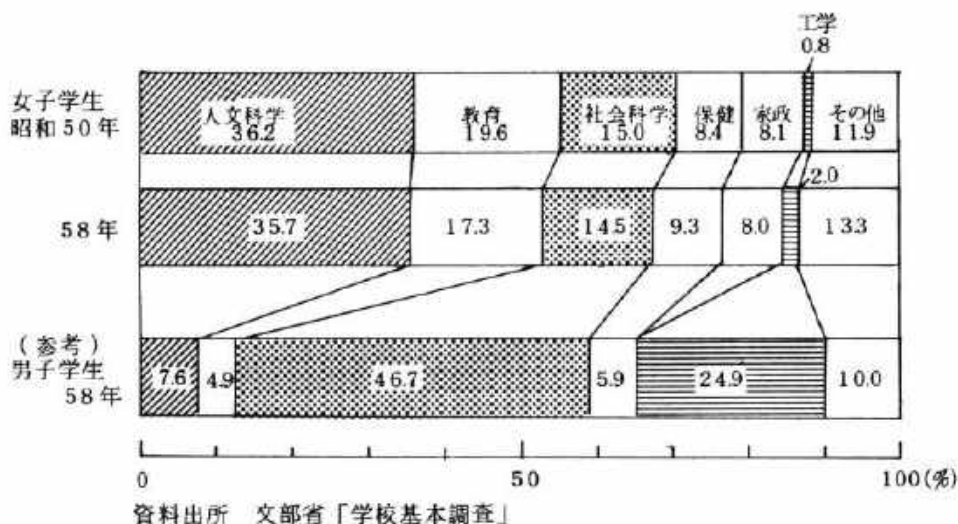
また、補助的分野に配置している企業が事務系では41.0%となっている。

男女を同一に扱えない理由としては、「勤続年数が短い」、「法制上の制約がある」、「必要とする分野を専攻する者が少ない」、「職業意識が十分でない」をあげる企業が多い。

(3) 女子4年制大学卒業者の勤続意識等 — 短い勤続年数、片寄った専攻分野

女子4年制大卒者については、大数でみた場合、就職後7～8年を経ずして辞める者が多いこと、人文科学や教育の専攻者が多く、大学での専攻分野に片寄りがあること等企業が指摘する状況もみられるが、一方、高い職業意識を持ち、積極的に仕事に取り組もうとする者も増加していることから、企業においても女子4年制大卒就職者の量的質的变化に対応し、その雇用管理を見直す必要があると考えられる（第14図）。

第14図 女子学生の専攻分野の分布状況

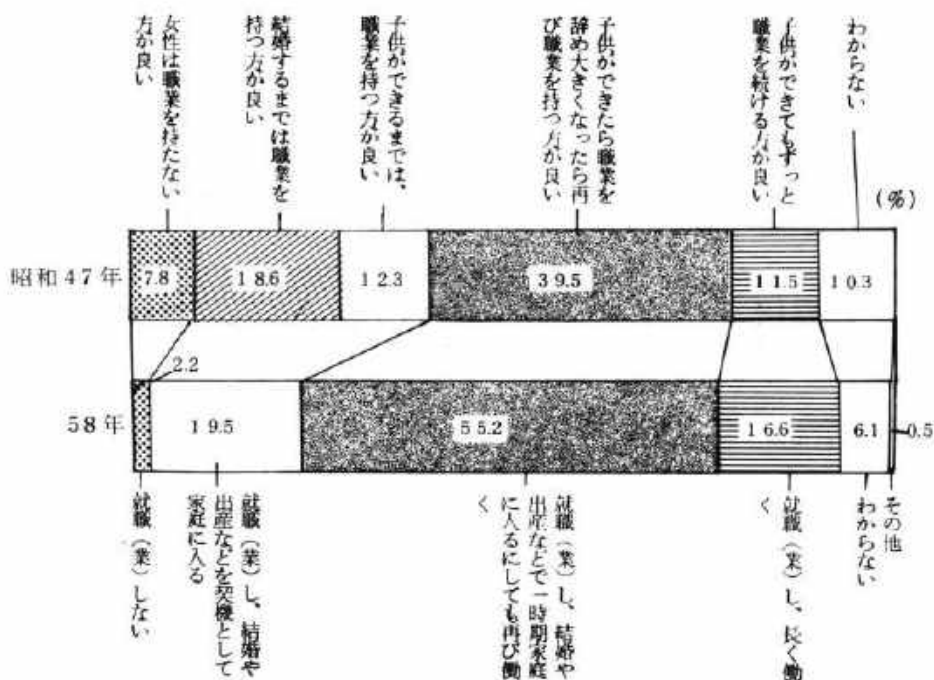


5. 女子の就業と家庭生活

(1) 女子の就業をめぐる背景 — 多様化する女子の就業ニーズ

「婦人の就業に関する世論調査」(58年)によると、女性の生涯にわたる生活の中で、就職(業)のあり方として最も望ましい形態について、「就職(業)し、結婚や出産などで一時期家庭に入るにしても、再び働く」のが望ましいとする者は55.2%、「就職(業)し、長く働く」のが望ましいとする者は16.6%であり、この10年間に職業を継続するのが望ましいとする者、あるいは一時家庭に入っても再び働くのが望ましいとする者が増加している(第15図)。

第15図 女性の望ましい就職(業)のあり方



資料出所 内閣総理大臣官房広報室「婦人に関する意識調査」(昭和47年)
同 上 「婦人の就業に関する世論調査」(昭和58年)

女子の多様な就業ニーズに対応した新しい動きとして、出産、育児等個人的理由により退職した女子を再び雇用する特別措置が一部の企業で実施されており、労働力確保、専門職、熟練労働者の再活用、女子労働者の勤労意欲の向上等に効果があがっている。

また、近年の技術革新、サービス経済化の進展等を背景に、在宅勤務や労働者派遣的な形態等多様な就業形態が現れている。

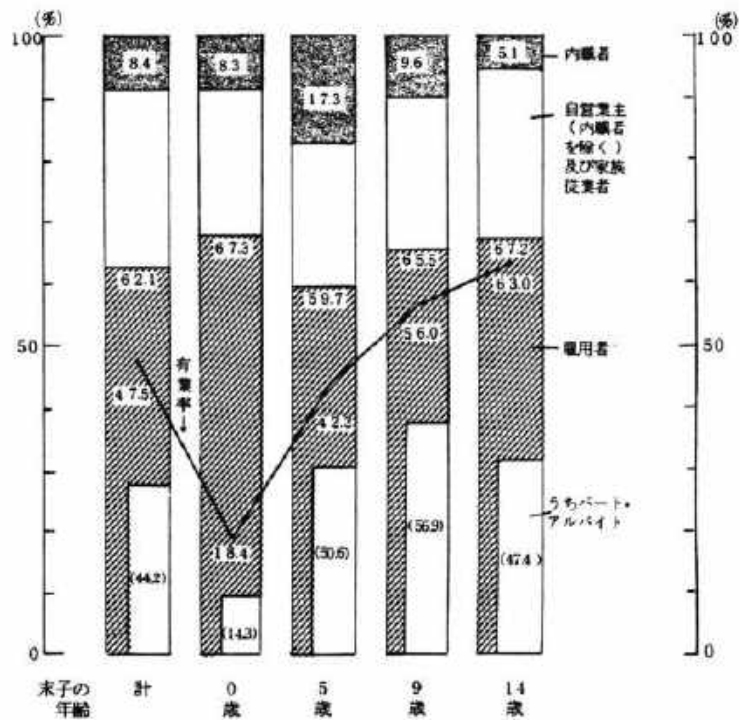
(2) 女子の就業と育児等 ― 末子の年齢の上昇に伴い有業率が上昇

女子が長く働き続けるのを困難にしたり、障害になると考えられることとして、「育児」、「老人や病人の世話」等があげられる。

一番大きな問題としてあげられている育児と主婦の就業についてみると、核家族の妻の有業率は、末子が0歳の場合18.4%と低く、末子の年齢の上昇に伴い有業率も上昇して13歳時には64.5%となっている。また、子供が小さいうちは、内職者やパート・アルバイトで働く者の比率が高くなっている（第16図）。

なお、子供の数と妻の有業率との関係をみると、子供の数による有業率の差は小さい。

第16図 末子の年齢、従業上の地位別有業の妻の
構成比（夫婦と子供から成る世帯）



資料出所 総務庁統計局「就業構造基本調査」（昭和57年）

また、近年の少年非行、離婚の増加傾向について、女子有配偶者の50年代における就業の拡大と対比させ、その原因を婦人の就業に求める論も見受けられる。しかしながら、子供の非行については、親の過保護あるいは放任といったバランスの崩れた親子関係や子供を取り巻く社会環境等の影響によるところが大きく、子供の非行について、母親の就労状況による差はほとんどない。さらに、離婚の増加については、離婚を悪しきものとする社会の考え方が変化してきていることが底流にあり、妻の就業が必ずしも離婚を増加させているとはいえない。

6. パートタイム労働者の増加と労働条件

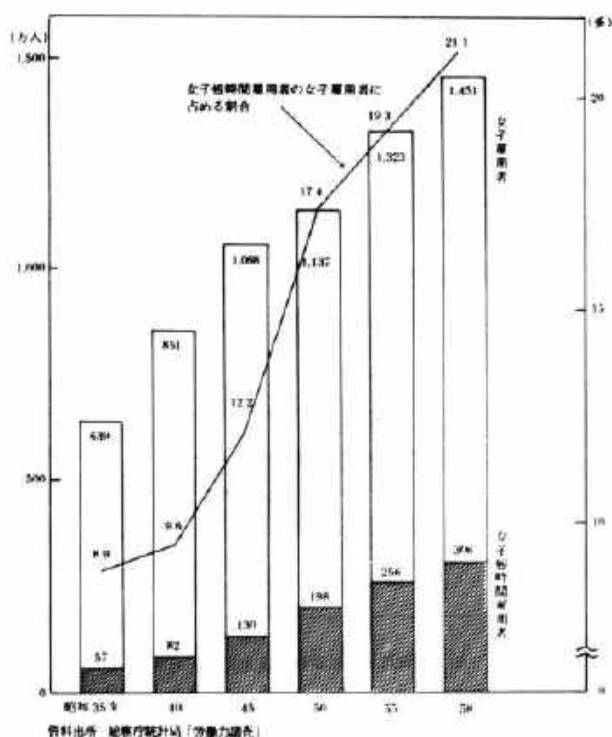
(1) パートタイム労働者の増加 — 短時間雇用者は女子雇用者の2割強

パートタイム労働者は、最近、家庭主婦層を中心に著しく増加しているが、これは第三次産業の拡大等に伴い、パートタイム労働が労働力の需要側、供給側双方のニーズに合った就業形態であること等によるものであり、今後とも増加傾向をたどるものとみられている。

女子パートタイム労働者の増加の推移を、週の就業時間が35時間未満の女子短時間雇用者（非農林業）によりみると、51年に一時減少したのを除き35年以降一貫して増加しており、58年には306万人となった。

また、女子雇用者全体に占める割合も年々高まっており、57年に2割台に達し、58年には21.1%となった（第17図）。

第17図 女子短時間雇用者数の推移（非農林業）

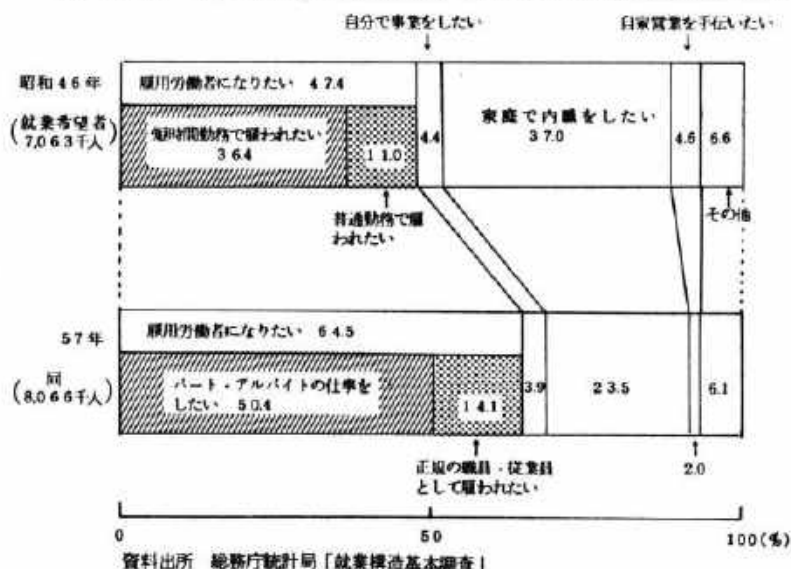


(2) パートタイム労働者の増加理由

パートタイム労働の需要側のニーズについて、「雇用管理調査」(58年)により常用パートタイム労働者を採用した企業の採用理由をみると、「仕事の内容がパートタイム労働者等で間に合うため」とする企業が63.1%で最も多く、次いで「人件費が割安となるため」(29.2%)、「生産(販売)量の増減に応じて雇用量調整が容易であるため」(19.5%)となっている。

また、供給側について、「就業構造基本調査」(57年)により、女子無業者の就業希望状況をみると、「パート・アルバイトの仕事をしたい」とする者は5割(50.4%)を占めているが、「正規の職員・従業員として雇われたい」とする者は1割強(14.1%)に過ぎない。このように短時間労働を希望する女子が多いのは、働く動機が家計の補助等であることや家事・育児など家庭生活との両立が容易であること等によるものと考えられる(第18図)。

第18図 女子無業者の希望する仕事の形態別構成比の推移

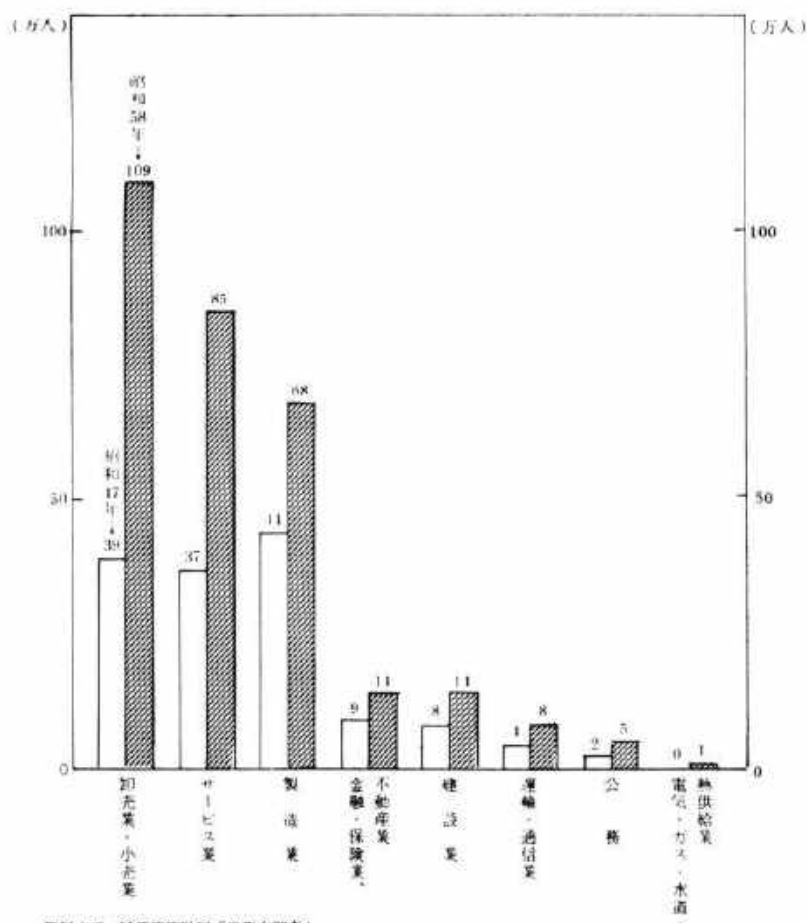


注) 57年から「短時間勤務で雇われたい」、「普通勤務で雇われたい」は、それぞれ「パート・アルバイトの仕事をしたい」、「正規の職員・従業員として雇われたい」となった。

(3) パートタイム労働者の就業実態 — 卸売・小売業、サービス業、製造業に9割

- （産業別就業分野）女子短時間雇用者は、卸売・小売業に4割（35.6％）、サービス業に3割（27.8％）、製造業に2割（22.2％）就業し、これら3産業で9割近くを占める（第19図）。
- （企業規模別就業分野）女子短時間雇用者は、1～29人規模の企業に過半数（52.9％）就業し、女子雇用者全体と比べて特にそのウェイトが高い。

第19図 産業別女子短時間雇用者数の推移



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和48年は石油危機を契機として不況期に入ることから、前年の昭和47年と比較する。

- （年齢構成） 女子パートタイム労働者の年齢構成を「賃金構造基本統計調査」（５８年）によりみると、３５～４４歳層が４割（３９.６％）を占め、３５歳以上の者で４分の３を占めている。また、女子パートタイム労働者の平均年齢も年々高くなっており、５８年では４１.７歳となった。
- （勤続年数） 女子パートタイム労働者の平均勤続年数についても年々伸びてきており、５８年には３.６年となった。
- （職業別入職状況）「雇用動向調査」によりパートタイム女子入職者の職業別構成比をみると、５８年では、技能工・生産工程作業者が約半数（４５.９％）を占め、次いで販売従事者及びサービス職業従事者がともに約２割を占めている。

(4) パートタイム労働者の労働条件等

- （就業規則等） 「雇用管理調査」（５８年）によると、パートタイム労働者に適用される就業規則がある企業は半数（５１.７％）を超え、そのうち、「一般労働者に適用される就業規則をそのまま適用している」企業は４割（３９.８％）を占める。また、パートタイム労働者等に対する労働条件の明示状況をみると、約９割（９０.８％）の企業が何らかの方法で労働条件を明示している。
- （雇用契約期間） 同調査によると、常用パートタイム労働者に対する雇用契約について、「契約期間の定めがない」企業は６割（５９.９％）を占める。また、「契約期間の定めがある」企業は４割（３９.４％）を占め、そのうち、「６か月を超え１年以下」が半数近く（４４.６％）を占める。

次に、常用パートタイム労働者を雇用した企業において、その在職期間をみると、「５年を超える期間」雇用している企業が３割（３０.７％）で最も多い。

- （労働時間） 「賃金構造基本統計調査」（５８年）によると、女子パートタイム労働者の１日の所定内実労働時間は６時間、１箇月の実労働日数は２２日である。また、「労働力調査特別調査」（５６年）によると、女子パートタイマーの平常の週間就業時間は「３５～４８時間」の者と「１５～３４時間」の者とは相半ばし、４７.７％、４５.２％である。
- （年次有給休暇） 「雇用管理調査」（５８年）によると、パートタイム労働者に対する年次有給休暇制度がある企業は３割（３１.２％）を占める。そのうち、最低在職期間が「１年以上」の場合に年次有給

休暇を付与する企業は8割(81.0%)を占める。

- (賃金) パートタイム労働者の賃金は、時間給によって支払われる場合が多く、同調査をみても常用パートタイム労働者について「時間給」で支払われる企業は約8割(77.4%)を占める。

また、「賃金構造基本統計調査」(58年)によると、女子パートタイム労働者の1時間当たり賃金(所定内給与額)は560円であり、産業別にはサービス業が628円で、企業規模別には1,000人以上規模が590円で比較的高い。パートタイム労働者の賃金は同一地域内のパートタイム賃金の相場を重視して決定されることが多いため、産業別、企業規模別格差は比較的小さい。

(5) パートタイム労働者の入職動機

「雇用動向調査」(58年)によると、パートタイム労働者として入職した女子の入職動機をみると、「家計の補助」をあげる者が6割(56.6%)を占めている。

7. 家内労働の動向 — 減少する女子家内労働者

「家内労働概況調査」によると、昭和58年10月1日現在の家内労働者数は120万人、同居の親族で家内労働者とともに仕事に従事する補助者は8万人で、補助者を含む家内労働従事者は129万人となっている。家内労働者のうち女子は112万人と93.0%を占めている。

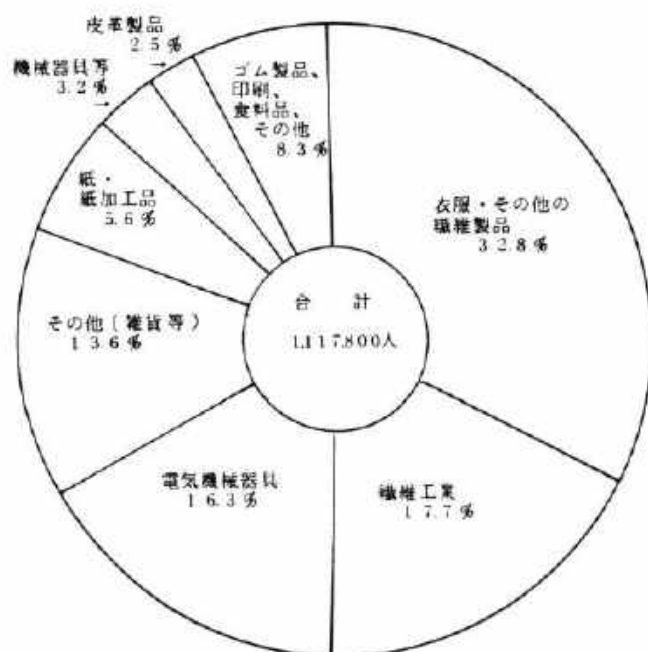
また、類型別には、「内職的家内労働者」が110万人で91.4%と大部分を占めており、「専業的家内労働者」が9万人(7.1%)、「副業的家内労働者」が2万人(1.5%)となっている。

家内労働者は、48年をピークに年々減少傾向にあり、女子家内労働者も同傾向であるが、これは繊維等の構造不況業種における家内労働に対する需要の減少、技術革新の進展及び品質管理の徹底からくる工場内生産へ

の切り換え等の委託者側の要因とともに、家内労働者側の要因として就業にあたっては内職よりパートタイム労働への就業志向が強まっていることなどが考えられる。

58年の女子家内労働者を業種別にみると、「衣服、その他の繊維製品」、「繊維工業」、「電気機械器具」、「その他（雑貨等）」の4つの業種で全体の8割を占めている（第20図）。

第20図 業種別女子家内労働者構成比



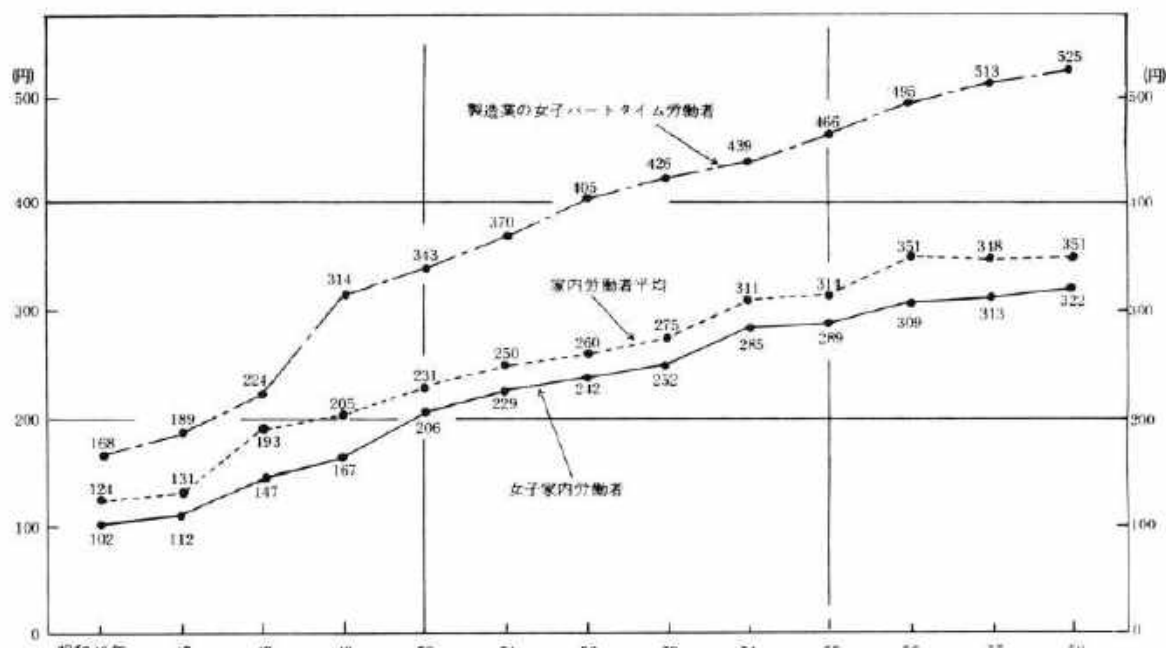
資料出所 労働省「家内労働概況調査」（昭和58年）

女子家内労働者の平均年齢は女子労働者よりかなり高く（42.6歳）、また、製造業のパートタイム労働者の平均年齢（42.2歳）と比べても若干高くなっている。女子家内労働者の平均経験年数は6年2か月であり、

1日当たりの平均就業時間数は5.8時間（男子9.9時間）となっている。
 女子家内労働者の1時間当たりの平均工賃額は322円（男子708円）
 であり、男子をかなり下回っている。これは男子の場合、女子の内職と比
 べて経験年数が長く、また、技術程度も高いものを必要とする作業に従事
 する者が多いためである。

パートタイム労働者の賃金との関係を長期的にみると、女子家内労働者
 及びパートタイム労働者の1時間当たり工賃額及び賃金額は毎年上昇して
 いるが、女子家内労働者の工賃は女子パートタイム労働者の賃金の6割程
 度で推移しており、この10年間ほとんど変わらない（第21図）。

第21図 家内労働者の工賃とパートタイム労働者の賃金の推移
 （1時間当たりの平均工賃額及び平均賃金額）



資料出所 労働省「家内労働実態調査」、同「賃金構造基本統計調査」

GAa1/1

8-19-1



女性と仕事の未来館



00966048